

都市の美観意識の変遷に関する研究

a study on the change of Senses of aesthetics on the city

99M43177 竹下 順子

指導教官 齋藤 潮

SYNOPSIS

What is a Beautiful City? It has been uncertain question for long time. And, in Japan, it also looks that an institution of city-beautiful-area had no purpose. Because there were three areas where the city-beautiful-area was stated, they were different from each others. But actually the beautiful spaces existed. So it is no doubt that people had sense of beauty for the city.

This reserch aims to study what people think beauty in the city, through an attempt to categorize the Senses of Aesthetics at each time from descriptions in the professional journals.

1章 はじめに**1*1 研究の背景と目的**

都市の美観の問題は、大正8年の都市計画法・市街地建築物法により、美観地区の設定という形ではじめて明文化された。

しかし、明文化されたものの具体的な美観地区の指定は、昭和8年宮城周辺地域を待たねばならず、美観地区という制度は14年間のあいだ空文となっていた。また、戦前に決定された美観地区が、皇居周辺・宇治山田・大阪中之島という、性格の異なる三地区であることを考え合わせると、美観地区の意図は一貫していたとは考えにくい。近代的都市を造る上での大目標の一つであった都市の美観が、このような曖昧な形で指定されたことは、いまだに都市の美観が分かり難いものであることと無関係ではないだろう。

とはいうものの実際に作られた都市空間を見ると、都市の美観に対する意欲があったことは間違いない。

そこで本研究では、当時の美観に関する言説を分類し、系統立てて整理することで、都市の美観に対する意識の変遷を明らかにすることを目的とする。

1*2 研究の位置づけ

都市の美観に関する研究は、美観地区という法制度に着目して当時の美観に対する考え方を整理したもの¹、美観地区の対象を検討する事で、美観思潮というものがどのような性格をもち、どんな現実的社会的機能を果たしたかについて考察しようとするもの²、実際の都市空間のデザイン特性を拾うことで、当時の都市形態に関する意識をあらいだすもの³、がある。

しかしいずれも、言説の整理によって美観意識の変遷を系統立てて説明したものではない。

本研究は、美観制度の発展の歴史を調べると同時に、当時の専門書誌にあらわされた言説をデータベースとして、当時の美観意識の変遷を系統立てて整理し、日本の都市に於て美観がどのように捉えられていたのかを読み

取ろうとするものである。

1*3 研究の構成

2章で、都市の美観に関する法制度・活動などを時系列的に追う。それをベースにして3章では、専門書誌に掲載された言説から美観について述べている部分を取り出し、それを「美観意識」として変遷を整理する。4章は結論である。

2章 都市の美観に関する法制度・活動の変遷**2*1 美観明文化**

大正8年に公布された市街地建築物法で、「美観」という考えがはじめて明文化された。条文によると、規制の対象としては「建築物ノ構造・設備・敷地」が上げられている。また、具体的な規制の内容は「高・軒高・外壁ノ材料・主色」であり、規制すべき具体例として「外部汚損セル」もの「排水管、排気管、暖房鉄管、瓦斯管及煙突ノ類」などをあげている⁵。

2*2 空文時代

明文化以降昭和8年までの間は、『美観地区という制度』はあるものの、実際の美観地区が指定されていない空白の時代である。とはいうものの、都市の美観に関する活動がなかったわけではない。大正14年には「復興帝都の美観統制に整さいある都市構築の研究を目的」⁶とし、都市美協会が設立され、警視庁庁舎望楼撤廃の建議・建築祭(昭和10年)に代表される活動を行った。又、昭和4年、社団法人日本建築協会の理事片岡安が、大阪府知事に「美観並風致地区建議案」を提出し、美観地区の実際指定を求めた。この年、同協会発行の雑誌『建築と社会』では都市美観と題して美観問題の特集を組んでいる。

2*3 皇居外郭一帯美観地区指定

明文化から14年後の昭和8年4月、内務省告示第89号として東京都市計画美観地区指定ノ件が告示された。初の具体的な地区指定である。翌年15mから31mの高さ規制がかけられた。(図1)

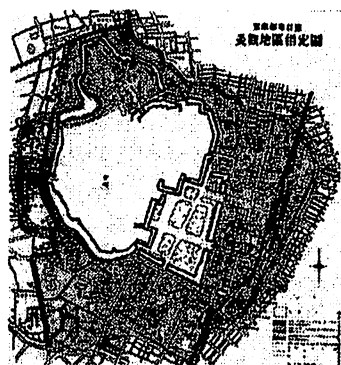


図1 東京都市計画美観地区指定図(昭和8)

2*4 美観審査委員会

昭和14年10月の美観審査委員会の第1回委員会で当時すでに指定されていた皇居外郭一帯を「宮城二近接セル区域トシテ特段ナル事由ノ下ニ指定セラレタルモノ」とした上で、他に「都心部又ハ鉄道主要駅附近等股賑ナル街衢ニ在リテハ将来益々大建築物ノ櫛比ヲ見ルニ至ルベキ

ハ勿論ニシテ之等ノ区域ニ於ケル建築物ニ対シテ美観上必要ナル統制ヲ加フルハ都市美ノ保持、促進上最も緊要ノ事ニ屬スト思惟セラルル」と、皇居外郭以外的美観地区の指定に意欲を見せている⁷。

その後、美観審査委員会は、昭和15年、「美観地区ノ拡張指定ニ関スル建議」を内務大臣に提出した。

その中で、現行の皇居外郭一帯の美観地区は「専ら尊厳ノ保持ヲ目的トシテ一般建築物ニ対スル指導並取締ヲ勵行シツツアル処」であるとしたうえで「都市美観ノ保持促進ニ関シテハ」現行のものだけでなく「広ク市内全般ニ亘リ御苑、神域、公園、景勝地等ヲ中心トスル区域及鉄道主要駅附近、商業中心地、主ナル行幸路路線其ノ他主要街路沿線等」を美観地区に指定する必要があると述べている⁸。具体的には美観地区種別参考案において、美観地区を甲種と乙種の2種類に分類し⁹、2種類の地区の差別化を図ったと言える。

さらに、この分類の上に美観地区内建築物ノ取締要項を作成している¹⁰。市街地建築物法施行規則の各條項に実施事項を加えたもので、より具体的になっている。

この要項の中で、甲種と乙種で取締の内容に差をつけているのは、表1中の●をつけたもののみである。その土地の状況によって美観地区に甲種と乙種2種類の方向性を見出したものの、実際の実施内容に差があるのは、施行規則137條に関連する点と高さの最高限度との2点であることに注目したい。

表1 美観地区の拡張指定に関する建議

施行規則	規則内容	実施事項	甲	乙	丙
136	美観守りタル建築物ノ除去、改修其ノ他ノ措置	同左	○	○	○
137	意匠設計ノ美化指導乃至彫刻防止	環境ノ風致ト不調和ナル様式ノ抑制 街衢ノ体積ト調シテハ四面ト不調和ナル様式ノ抑制 形態ノ不均整又ハ奇矯ナルモノノ抑制	○	●	○
138	区域指定ニ依ル高さ、軒高、材料ノ色彩ノ指定	軒高ノ最高限度ノ指定(区域指定) 軒高ノ最低限度ノ指定(区域指定) 粗悪ナル材料ノ使用抑制 得意ナル色彩又ハ環境ト不調和ナル色彩ノ使用禁止	○	○	○
140	海抜セル建築物ノ外形ノ整理	同左	○	○	○
141	排水管、排気管、煙突ノ傾斜等ニ面スル外面露出ノ抑制	外面露出ノ禁止 高さ、材料ノ指定(許可制) 位置、大サ、形状ノ指定(許可制) 建築物ト色彩ノ調和、統一(許可制) 一般附属工作物ノ統制(許可制)	○	○	○
142	建築敷地ノ開明設置	植栽ノ設置又ハ緑化 敷地ノ適當ナル整備(許可制)	○	○	○

2*5 建築基準法(昭和25年)

市街地建築物法では、煙突・裝飾塔などの土地や建物に定着した工作物が「建築物」の定義の中に含まれていたが、建築基準法ではこれらのものは「工作物」として定義し、「建築物」から外れたため、美観地区内での規制が不可能になった。つまり、建築基準法による建築物の規制は事実上機能しなくなったといえる。

2*6 首都美化運動

1940年代から1960年代まで一貫して様々な美化運動が行われた。都市美化デーや首都美化デー、首都美化強調旬間と銘打って、国道に花を植える、保存樹を指定する、ばい煙防止、屋外広告の撤去、路上のゴミ箱や吸殻をなくす、などさまざまな運動が行われた。

3章 美観意識の変遷

3*1 美観意識の抽出

本章では、専門雑誌に掲載された言説をデータベースとし、市区改正計画から丸の内美観論争直前までの美観意識の変遷をたどる。それを2章で得た都市美観に関する歴史と対照させることで、都市の美観というものがどのように発展してきたかを整理することとする。

使用した専門雑誌は表2の4誌である。

専門雑誌は、都市の建設や計画に関する内容を扱っているもののうち、なるべく早い時期から現在にかけて一貫して継続している雑誌を選んだ。

これらの言説の中から、「都市の美観」「都市美」に関する記述が見られる言説(総数165・本体附録参照)を取り出した。「美観」という言葉が含まれていても、その内容が、建築物単体や、土木構造物のみにとどまっていた都市に触れていない場合は除外した。

取り出した言説から、「都市の美観」や「都市美」について触れている部分を、特に「美観の対象となっているものが何であるか」という点に着目して抜き出した。

3*2 美観意識の分類・整理

分類は、内容の類似による分類、同時代性による分類、の二つにより行った。

3*2*1 内容の類似による分類

まず内容ごとに45個の項目に分類し、その項目を内容の類似するもの同士グループ化してさらに分類を行った。(図3-1) その結果、以下のことを得た。

- 大きく分けて二つのグループに分けることができた。一つは「美観には一定の形式がある」という内容を持つグループ、もう一つは「要求をみたすところに美が生れる」というグループである。
- その外に、上の二つに当てはまらない小さなグループとして、「緑化・街路樹」「都市附属物の美」「自然美と人工美」「個性の美」「局所的な美観」「全体の調和」「歴史的な美」がある。
- また、都市の美観について述べているものの、その対象や内容が不明確なものがあった。

このうち、大きな2つのグループについてはさらに細かいグループに分けると、表のような分類になる。

次に、特に注目すべき項目についてその内容を簡単に説明する。

A グループ

“都市の美観には何かしら一定の形式がある”という考え方である。当然その言説は、「路傍に櫛比し居れる建物に基だしき高低あるときは余り見よきものにあらず故に銀座通等の如き目抜の所には家の高を揃えしむる様に規定するの必要あるべし」¹¹のように形態に言及するものが多く、その形態のとらえかたによって、さらに細かく分類される(表3)。

B グループ

“都市の美観は生活・交通・産業の要求を満たすところに生れる”という考え方である。その要求の出所、表現の違いなどによってさらに細かく分類される。

言説を見ると「我々は都市の美しさを機能を十分に果しているその知的な理解の上に見出すようでありたい。快適な市民生活がその儘に形に表されたもの、それが都市の真実の美しさ

表2 3章データベース

雑誌名	著者・編集者	年代
建築雑誌	日本建築学会	1887~
建築と社会	日本建築協会	1917~
都市公論	都市研究会	1918~1946
一新都市	都市計画協会	1947~
都市問題	東京市政調査会	1925~

表3 内容の類似による分類

A	美観には一定の形式がある	1	建築・構造物単体
		2	建築を群としてとらえる
		3	統一・一定
		4	リズム・抑揚
		5	具体的な美観のタイプ
B	要求をみたくところに美が生れる	1	市民の生活にねざした快適の美
		2	市街の美化清掃、公園緑地
		3	交通によって決まる街路
		4	欧州都市の模倣、帝威の表現×
		5	新時代の形態美
C	緑化・街路樹		
D	都市附属物の美		
E	自然美と人工美		
F	個性の美		
G	局部的な美観		
H	都市全体としての調和		
I	歴史的美		

であると思う」¹²のように、形態に言及しないものが多い。ただ、B-5の『新時代の形態美』だけは、「都市美に対するわれわれの任務は伝統をうけつぎ積極的に保存し後世に伝えることと、この時代の都市造形を歴史の頁に加えるこ

とである。そのためには街路、建築をはじめ都市のあらゆる物的施設に対する現代の要求をとらえ総合的に造形へもっていく仕事、すなわちアーバン・デザインが必要である」¹³に代表されるように、Bグループの要求を満たすという精神を受け継いだまま、現状の都市に何らかの新しい美観形態を求めるものであると言える。

Dグループ

都市附属物は大きく2種類に分かれる。電柱電燈等の街路工作物と広告看板である。電柱等の街路工作物は、「都市美の観点から最も望ましいのは、電柱というものがない姿である。近頃東京でも銀座通りをはじめとして、電燈線、電話線の地下に埋設せられる街路が増加しつつあることは喜ばしい」¹⁴のように一方的に排除する傾向が見られるのに対し、広告看板に関しては「いちがいに広告は都市を汚すものだというような考え方には同調しない。広告のある都市風景というものはあるのもよいものだと思っている」¹⁵などのように、「積極的に都市美に貢献するもの」として捉えている言説も見られる。

Eグループ

都市がもともと持っている天然の地形や位置そのものや、あるいはそれ等の天然物と人工の建築などとの調和を、都市美観の要素として捉える考え方である。

Fグループ

「都市美は都市のパーソナリティーをあらわす。人間に人格があるように、都市にも都市のパーソナリティーがある。例を東京にとれば、この窓から見える千代田の森は、東京のパーソナリティーをあらわしている」¹⁶のような、都市ごとの個性が美観につながる、という考え方である。

Gグループ

「都市美観には立体的考察が必要だが、何も町全体に金をかけてやる必要はなく、要所要所に広場、クロス、湾曲部に充分意を用いればよい」¹⁷のような都市の一部を美しくしようという考え方である。

Hグループ

Gと反対で、「都市全体としての調和・統一とが都市の美観となる」ということを言っているものである。

Iグループ

これは「(都市は)内部にも歴史を持ち、歴史物を持つものである。現在のやうに突然に工業都市の急激な生成を見た都市に於ても、その構成の部分には幾多の歴史を歴史的記念物を持つものである」¹⁸に代表されるように、古いもの・歴史あるものの存在が都市の美観に役立つ可能性を提示している。

3*2*2 同時代性による分類

次に、抽出した165の言説を時代順に並べ、3*2*1で

おこなった分類による項目ごとに、どの言説で触れられているかをチェックする。それにより、項目ごとの時代性を把握することを、この分類の目的とする。

A-1 建築・構造物単体

市区改正設計が行われていた明治20年代から昭和初期の期間に集まっている。

A-2 建築を群としてとらえる

大正期から戦前までに集中している。戦後はこのうちの一部である建築群・集合の考え方のみが続く。

A-3 統一・一定

明治36年の市区改正新設計の後から言われ始め、戦前までは肯定的に見られている。しかし、戦後になってからは一転して否定されるようになった。

A-4 リズム・抑揚

戦前戦後にかけての短い期間にあらわれている。これはちょうど『統一・一定』が肯定から否定に移り変わる期間に相当すると考えられる。

A-5 具体的な美観のタイプ

『街路・通景』が昭和初期から戦前にかけての期間であるのに対し、『濠端・皇居周辺』は大正時代から容積制導入直前までの長期にわたって認められているといえる。

B-1 市民の生活にねざした快適の美

都市計画法・市街地建築物法制定頃から言われ始め、容積制導入直前まで続いていく。

B-2 市街の美化清掃、公園緑地

B-1と同じく、大正8年ごろから言われ始め、容積制導入直前まで続く。

B-3 交通によって決まる街路

同じく大正8年ごろから言われ始めるが、戦前までに消えていく。

B-4 欧州都市の模倣、帝威の表現×

都市計画法・市街地建築物法制定の大正8年以降昭和初期に集中している。

B-5 新時代の形態美

戦後に多く見られる考え方である。

C 緑化・街路樹

大正8年以降容積制導入まで続いており、時代性を考えるとBグループと同時代である。

D 都市附属物の美

『電柱等の街路工作物』と『広告看板』の扱いに差が出た。どちらも大正年間から容積制導入前まで一貫して見られるが、『電柱…』が終始一方的に撤廃を叫ばれるのに対し、『広告看板』は「売薬や化粧品等の必要以上に偉大なるグロテスクな広告塔及看板、口入屋、安価な飲食店の低劣なる看板、或は悪どき色彩のネオン・サイン等は都市美を毀損すること夥しき」¹⁹のように排除する考えから「広告が常に都市美を傷けいつも風致を害するものときめつけるのはアナクロニズムである。夜の東京が美しいのはすぐれたデザイナーによるネオンサインの多彩さによるのではあるまいか」²⁰のように積極的に都市の美観に貢献するものとする考えが、昭和30年代頃から見られるようになった。

E 自然美と人工美

おおむね、昭和初期から戦後にかけて一貫して続いていると言える。また戦後は「(美観の問題について)東京の場合には特殊な景観の条件があると思うのである。それは宮城の廻りの風致である。混雑した近代的な都市の中央に非常に素朴な姿の自然が取り残されている。それが残ってきた理由は別としても残っていることそれ自身はもはや一つの天然資源としての意味をもっている」²¹に代表されるような、「都市が

持つ天然の風致や地形”が、美観をつくる可能性をもつものとして認識されるようになっていく。

F 個性の美

容積制導入の直前、昭和30年代に集中している。

G 局部的な美観

美観地区制度が生れた直後に集中している。

H 都市全体としての調和

2つの時代にわかれており、ひとつはGと同時代、次は美観地区実際指定の昭和8年以降である。

I 歴史的美

それ以前にも見られるが、特に集中しているのは昭和30年代頃である。

3*3 3章のまとめ

以上2つの分析から図2を得た。これをふまえて、美観意識の変遷について以下にまとめる。

- ・ 美観意識の変遷には、『美観には一定の形式がある』という考えから『要求を満たすところに美が生れる』という考えへ、という大きな流れがある。
- ・ 戦後から昭和30年代にかけて、産業の発達、広告看板の表現、都市のもつ歴史性、都市のもつ地形・位置・天然美などに“美観の可能性”が認められ、『形式』でも『要求を満たす』でもない、“現状として存在する特徴ある形態を追認する”という意識を形成していく流れがあるとみることができる。そしてこのことが、『都市ごとの個性』を求める意識につながっていったと考えられる
- ・ 『統一・一定』の美しさは、明確な形態的イメージを持たない『要求を満たすところに美が生れる』という考えによっては否定されなかったが、その考えにそって生れた前項の“現状の特徴ある形態を追認する”考え方によってはじめて否定された、と考えることが可能である。
- ・ 同じ都市附属物の『電柱等の街路工作物』と『広告看板』であるが、戦後、そのものに都市や都市生活者の個性が表現される後者は肯定され、そうでない前者は戦後も変わらず撤去の方向で扱われている。
- ・ 美観地区という制度ができた大正8年以後、その制度は言説によっていったん肯定されるが、その後、美観地区という局部的な美観を追求する考え方はなくなり、むしろ都市全体の調和・統一を求める考え方が主流となる。

4章 結論

2, 3章を通して、本論文では以下の事を行った。

- ・ 市区改正計画から容積制導入までの期間の美観意識を、その対象に着目して分類した。
- ・ 分類した美観意識を、それぞれの変遷の性質によって系統立てて説明した。

その結果、本論文の結論は以下の通りである。

- (1) 美観意識は、『美観には一定の形式がある』という明確な形態を求める考えから『要求をみたすところに美が生れる』という明確な形態的な目標をもちにくい考えへ推移し、戦後昭和30年代にかけて、後者の考え方を受け継ぎつつ『形式』とは異なる『現状の特徴ある形態を追認する』考え方へと変化していったと言える。
- (2) 建築物の高さ・外観・建築線の統一が美観を生むという考え方は、単に『要求をみたす』というその具体

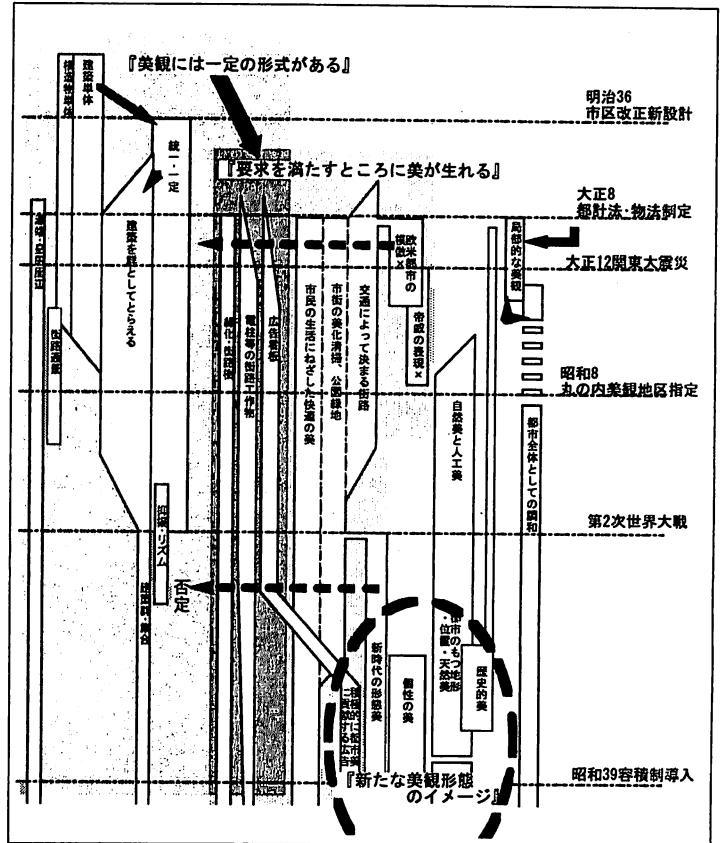


図2 美観意識の系統図

的な形態的解が不明瞭な考え方によっては否定されず、むしろそれが発展して『現状の特徴ある形態を追認する』意識が生まれるに至って始めて、否定されるようになった、と考えられる。

- 1 小藤田正夫・三原久徳『東京美観地区』再考—景観行政の端緒としての美観地区—1998 造景 通巻18
- 2 伊東孝「昭和戦前期における美観思潮とその機能性格・機能一主として東京における美観地区・風致地区の指定と都市美運動による考察」1978 都市計画論文集13
- 3 佐々木葉「近代都市景観デザインにおける欧米モデルの受容の手法と思想」1993 東京大学学位論文
- 4 川西崇行他「丸の内地区の建築形成史とデザイン構造の考察」1998 東京大学工学部総合試験所57巻
- 5 警視庁建築課「図解市街地建築物関連法令」1915 を参考にした。
- 6 都市美協会「第四回全国都市問題会議総会提出研究報告」1934 巻末の協会沿革を参照。
- 7 東京美観審査委員会「第一回委員会」1939
- 8 東京美観審査委員会「美観地区ノ拡張指定ニ関スル建議」1940
- 9 東京美観審査委員会「第二回委員会」1940
- 10 東京美観審査委員会「第二回委員会」1940
- 11 中村達太郎「欧米建築条例の比較」1904 建築雑誌216
- 12 森田茂介「新都市建設の方策」1947 新都市1-12
- 13 川上秀光「これからの都市形態と都市美」1960 都市問題51-9
- 14 飯沼一省「神風タクシーと電柱広告」1958 新都市12-4
- 15 時報「都市美と屋外広告」1961 新都市15-9
- 16 飯沼一省「都市は美しくなければならない」1961 新都市15-9
- 17 佐藤功一「都市の美観に就て」1923 建築雑誌37-448
- 18 宮脇泰一「都市美の全体性」1940 建築と社会23-5
- 19 平野真三「都市美に対する再吟味と都市美審査会の組成に就て」1934 都市問題19-6
- 20 時報「屋外広告の美化をめぐる」1964 新都市18-4
- 21 本城和彦「中央官衛計画試案について」1953 新都市7-11